

## 防 水 保 証 規 約

平成22年5月16日工事中

(目的)

第1条 本規約は、定款第7条第2項に掲げる「共同検査事業」に基づき、組合と組合員が共同で防水保証を行う場合、その工事検査を公平で適正に行うための必要事項について定める。

2 防水保証は、正組合員が行う防水工事を対象とする。(本規約において、工事を受注して組合防水保証を希望する組合員は、以下‘受注組合員’と称する。)

(保証部位)

第2条 組合で防水保証する部位は、屋上・ルーフバルコニー・ベランダとし、その他の部位は対象外とする。

(保証工法)

第3条 組合で防水保証する適応工法は、建物の構造や下地の種類(改修の場合は既存防水及び保護仕上げ層)などを考慮し、技術委員会での審議を経た後に理事会で定める。

(保証内容)

第4条 工事完了後、保証期間内に施工した防水範囲から階下へ漏水が有った場合は、受注組合員が速やかに不具合箇所を補修する。受注組合員が補修出来ない場合は、理事長が他の組合員に命じて補修させ、その費用を受注組合員に請求する。

2 保証期間内に発生した漏水による損害は、受注組合員が賠償する。受注組合員が賠償出来ない場合は、組合が代わって賠償し、組合はその費用を受注組合員に請求する。

3 受注組合員が、漏水時に脱会している場合であっても、誓約書に基づき1・2項の責務は継続するものとする。

4 受注組合員が、漏水時に廃業・倒産していて責務を遂行出来ない場合は、その責務は組合が継続する。

5 免責事項は、規定で定める。

(工事中の事故)

第5条 工事中に発生した漏水事故損害及び第三者への事故損害は、受注組合員が賠償する。

(保証期間)

第6条 保証期間は以下の通りとする。

新築工事 10年間

改修・修繕工事 10年間

(保証工事の申請)

第7条 受注組合員は、工事前に申請手続きを行うものとする。技術委員長は、該当工事内容が保証工法に適合するか否かを受注組合員に通知する。

2 技術委員長は、必要に応じて該当工事内容の改善を要求出来るものとする。

(施工管理)

第8条 受注組合員は、組合が指定する“全ウレ 防水管理者”を該当工事の管理者として専任させ、施工品質の確保に努めるものとする。ただし、本規約に於ける“全ウレ 防水管理者”は、規程で定める。

(施工後の組合検査)

第9条 受注組合員は工事終了後に、組合が指名する検査員による検査を受けなければならない。

- 2 検査方法は、目視・指触などの非破壊検査と、工事管理表・出荷証明書・工程写真の確認を基本とする。検査員が抜取り検査を必要と認めた時は、理事長の承認を得た後に行うものとする。
- 3 検査員が、以下のいずれかに該当する行為をした場合、理事長はその検査員の業務を停止させ、代わりの検査員を派遣する。
  - 1) 職務上知り得た組合員の秘密を、漏洩したとき
  - 2) 組合員より金品の授受及び供応を、受けたとき
  - 3) 検査に手心を加えたり、必要以上に厳しくしたとき
  - 4) 検査員として信用を失う行為をしたとき
  - 5) 理事長の命令に従わなかったとき
- 4 検査で不具合が指摘された場合、手直し方法等を検査員の承認を受けた後に手直しを行うものとする。手直し後は、再検査を受けるものとする。但し、軽微なものについては、写真などによる確認で再検査に代えることができる。
- 5 検査合格後に、組合は受注組合員に対し検査手数料を請求するものとする。なお、検査手数料は規定で定める。

(組合防水保証書の発行)

第10条 組合は、組合員からの検査費の領収後、組合防水保証書を発行する。

- 2 防水保証書の発行人は、組合・受注組合員の2者連名とし、メーカーは材料品質に関する保証を行うものとする。
- 3 保証書の宛先は、以下とする。
  - 1) 新築の場合 ……………元請
  - 2) 改修・補修の場合 ……施主・建築発注者・集合住宅管理組合  
(組合員が元請けの場合)
  - 3) 改修・補修の場合 ……元請  
(組合員が下請けの場合)

注：元請けは保証書発行側に連名で参加することは出来ない。

(組合防水保証書の失効及び利用の停止と制限)

- 第11条 組合は、保証書発行後に受注組合員の下記の該当事項が明らかになった場合、理事会での議決を経て保証書の宛先に対し、その理由と経過を記した書面を保証書の宛先に送付し、組合防水保証書が失効したことを通知する。
- 1) 申請書、工事管理用紙などの提出書類に著しい虚偽が有った場合
  - 2) その他、組合防水保証に関して、組合の信用を失墜する行為を行った場合
- 2 上記の行為を行った受注組合員に対し、理事会での議決を経て、本事業の利用を停止及び制限することができる。

附則1条 法令「住宅の品質確保の促進に関する法律」で定める『住宅』の防水工事は、組合防水保証の対象外とする。